

第 600 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 7 日 (木) 15 時 00 分～16 時 30 分
2. 場 所 (一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
3. 出 席 委 員 員 谷口孝男 佐野高典 光永 靖 浦谷一孝 木村常男
松井弥惣治
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 上垣主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 山田課長 西森主席参事 上野参事 三枝課長補佐
田口主査 草野主任技師 上垣主幹 (兼務) 磯田副主
幹 (兼務) 秋永主任技師 (兼務) 酒井水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 松 井 弥惣治 印

署名委員 光 永 靖 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 15 時 00 分開会

武田事務局長 ただいまから、第 600 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の武田でございます。よろしく申し上げます。

本日は、久保委員、横江委員、松岡委員、小川委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻御出席の委員は 6 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いたします。

谷口会長 それでは、ただ今から第 600 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、松井委員（議席番号 6 番）、光永委員（同 1 番）をお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。許可漁業の制限措置および申請期間について、水産課から説明願います。

（１）諮問事項

１）許可漁業の制限措置および申請期間について

水産課 秋永

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員 資料で一斉切り替え方式を採用することとなっており、これに伴い各漁業の許可の満了日を統一することとありますが、えびたつべであれば満了日が 12 月 31 日、引縄釣であれば 10 月 31 になっており、統一されていません。なぜでしょうか。

秋永書記 記載が分かりにくくて申し訳ありません。各漁業でというのは、例えばえびたつべ漁業で満了日を 12 月 31 日に揃えるということになります。以前までは、漁業者によって満了日がバラバラになって

おりました。それをえびたつべ漁業では12月31日に揃えます、よし巻漁業では11月30日に揃えます、としたもので、各漁業種間で満了日を揃えるというものではありません。分かりづらくて申し訳ありません。

上垣主任書記

許可漁業の満了期間がバラバラであると、有効期間切れといったことがかなり多かったということもあります。漁業者の皆様からの要望としても、有効期間を統一してほしい、そうすれば申請を忘れずに行うことができるということも踏まえ、また県の許認可の管理上としても一斉に切り替える方式をとった方が効率的であるということから統一してきたという経緯があります。ですので、現在許可をお持ちの方も、それぞれ資料の満了日に統一されていっております。

佐野委員

許可の満了日について、えびたつべであれば令和8年12月31日までになっていますが、今までは3年か5年サイクルで許可を更新していましたが、これは令和8年12月31日までの許可の満了日で、それから5年間許可が与えられるのでしょうか。有効期間は何年でしょうか。

上垣主任書記

通常5年間です。

佐野委員

という事は令和13年までの許可になるという事でしょうか。

上垣主任書記

統一されるまでは漁業者によって、許可の期間が異なるということにはなりますが、この日以降は満了期間は5年で統一されます。ただ、資源状況や漁業調整上の問題があれば、満了日を3年に短縮するという事も委員会の意見を聞いてできますので、その可能性もあります。

木村委員

引縄釣の許可についてですが、資料の上のところでは、12月1日から9月30日までとしてあるのに、下のところでは、10月31日までとなっています。この期間は禁漁となっているのではないのでしょうか。許可を9月30日にしないといけないのではないのでしょうか。

上垣主任書記

委員がおっしゃっているのは、許可の満了日のことでしょうか。

木村委員 許可が10月31日までだった場合に、禁漁期が9月30日からなのに、許可だけが10月31日までとそこがちょっと矛盾しているのかと思って質問させていただきました。

上垣主任書記 引縄釣漁業について、禁漁期間に許可の切り替えを行うのは、このタイミングであれば切り替えが可能であるからです。

木村委員 許可だけでもやはり、10月31日には古い許可があるので、禁漁は9月30日になっているが、漁師であれば10月31日まで操業する恐れがあると思います。

谷口会長 実務上こういう風にしておくと、許可が途切れることなく、行政も漁業者も、隙間の部分を作っておくほうが良いという考え方だと思います。実務上こういう風に考えているということですよね。

上垣主任書記 ちなみに許可の更新の際には許可証を返納いただくとかありますので、逆に操業期間中に切り替えがあると、操業を制限してしまうことにもなりかねないので、あえて操業ができない時期に切り替えの作業をするために満了日を設けているということです。

谷口会長 その他の方で何かご意見はありませんでしょうか。
それでは、ご意見ご質問が無いようですので、異議なしとして答申することとしてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

谷口会長 ありがとうございます。答申の内容は事務局に一任するというところで進めていきたいと思います。

それでは、協議事項に入ります。まず、コイヘルパスウイルス病まん延防止のための委員会指示について、水産課と事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

ア) コイヘルパスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

水産課 草野主任技師

事務局 上垣主任書記

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

それでは、ご意見ご質問が無いようですので、ただいま説明のありましたコイヘルパスウイルス病まん延防止のための委員会指示については、事務局案のとおり指示することといたします。

なお、公示にあたり、県の法規担当課との調整等により、軽微な修正が必要になった場合には、事務局に一任することといたします。

それでは、次の協議事項にうつります。ビワマス遊漁にかかる承認制度について、事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

イ) ビワマス遊漁にかかる承認制度について

事務局 礒田書記

水産試験場 酒井場長

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

木村委員

遊漁船ですが、この頃見ていると、旗も何も立てないで出ている人がいます。そして、遊漁船には何人も乗っていくが、それを制限してもらわないと業者には利益があがっているが、魚自体には何も許可は取っていないのですから、今度からは、遊漁者で何であろうがとっていかないといけないのではないのでしょうか。漁連の方でも、漁業者でもそういう意見が出ています。

礒田書記

まず遊漁船なんですが、何人乗せられるかは、小型船舶の検査の際に決まっています。

旗の件ですが、旗は絶対に掲揚するよう指導しておりますので、それは絶対守っています。また、取締りの際にも旗は絶対に確認して、それから船の番号と照会してやっておりますので、そういうのができていない場合にはきつく指導しています。

手数料につきましては、プレジャーや遊漁船に関わらず取っていくことになると思います。適正な料金などについてはこれから検討していきますので、詳細な説明ができるようになれば、説明したいと考えています。

木村委員

もう一つ聞きたいのは、漁業者はある程度出して、漁連の増殖事業に回しているけれども、レジャーとか遊漁船は何も協力していません。漁業者だけを締め付けるとだんだんと減ってくるし、最近でも7月頃から刺網では全然獲れていない。何かもう少し、制限してもらえないでしょうか。遊漁船らは無料でしているが、我々は利益をあげたらそれは歩合として、組合に回っていると思います。水産課は遊漁者のための水産課なのか、漁業者のための水産課と違うのかとよく言われます。

磯田書記

資料を見てもらえばわかると思いますが、プレジャーがたくさん採捕しているため、まずはこれを抑制しようということで枠を設けることを考えています。

増殖経費については、みなさんの意見を聞いた上で取れるかどうかを検討していきたいと思っています。なかなか難しい問題かと思っておりますので時間をかけて検討していきたいと考えています。

上垣主任書記

基本的には漁業者の方に増殖経費を負担していただいているということで、まずは漁業を最大限に頑張ってくださいことを前提としたルール作りであることを理解していただきたいと思っています。ただ、有料化については、遊漁者から料金を取って増殖事業に回すんだという議論は、昔からずっとあったと思うんですが、やはり意見としては二分してしまいます。料金を取った段階で、遊漁の方にも確保しなければならないということにもなりかねないということで、二分化されていますが、確かに最近、漁業者の方からも遊漁者の方から料金を徴収して増殖に回した方がいいのではないか、という意見が多くなってまいりましたので、この議論については引き続き、とかいいながらも今までの考えるペースよりも早いペースで検討していきたいと考えています。

また、水産課は遊漁者のための…といった意見もあるかと思いますが、近年の申請者の数でいうと漁業者の倍以上の方が申請されてくるようになっていきます。そういった方々をこの制度の中で、いかに資源を守りながら承認していくかというのは、大きな仕事になってきています。遊漁者の管理という事で、我々がかかってしまう時間というのはそちらの方が多くなってしまふのは事実です。そこは前提としては、漁業を最大限にやってもらうためにやっていると思っただけだと幸いです。

谷口会長

遊漁船の規制管理や料金について、木村委員は不公平感を感じているというお話でしたが、これは引き続き水産課の方で適正に、あるいは法令に規制されているものについては、規制当局に求めていくという話になるかと思います。今回の議論は、161tという資源、この部分と漁業者と遊漁者とのシェアをどのように進めていくか、まさに調整の部分かと思いますが、プレジャーは11.7tということで、今年は申請者が2000人を超えているというわけですが、この半分になってきます。これはなかなか、ハレーションを起こして行くのではとも思いますが、この辺をどのように考えていくのか、その時に今後のスケジュールについて、4月上旬に意見を聞いてというのは、どうなんでしょうか。収集つくんでしょうか。その辺はどうかという議論をする必要があると思います。木村委員の意見は古くからあるお話で、これは引き続き議論していくと、加えて、手数料については、資料にもあるとおり、事務手数料とありますが、行政的に言うと一般財源に充てることになると思いますので、これを増殖経費に充てるとか、それはおそらく財政当局と水産課での話し合いを進めていくべきかと思います。増殖経費となってくると、遊漁者に妙な権利が発生してしまい調整が非常に難しくなるということがベースになって議論を進めているという認識をしておりますが、そういうことでよかったですでしょうか。このようなことを前提にしたときに、色々なことを4月上旬には案の検討を進めていきたいということですが、そこに焦点を絞ってご意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

佐野委員

去年委員会で1900人承認しようと思いましたが、申請方法の関係で承認が2000件を超えました。そこから今の資源量などを計算していったら、次年度の承認を1083人くらいに抑えていこうか、という話かと思います。先ほど水産試験場からお話にあった通り、資源量は減ってきています。そういう状況の中で2155人の承認を出して、次年度1083人に減らしていきましよう、そういうことを4月上旬にパブリックコメントで募集していきましようということだが、プレジャーボート関係者からは、なぜそんなに減らすのかというような意見が大量にくるだろう。4月に意見募集して集計して公表して、委員会指示の発出を7、8月にしていこうということだが、収まりはつくのでしょうか。会長が言うように、意見は聞かざるを得ないだろうが、これだけ減らすというのはものすごい反発が来るだろう。相当な批判が来るだろうと思います。

谷口会長

いきなり 2000 人を 1000 人に減らすというのはどうか。一気にここまで減らすのか、3 年ほどかけて減らしていくのか、また、尾数や期間を制限するのか、制限のかけ方も色々あると思います。そういうことで折り合いがつくようなものを考えられないでしょうか。佐野委員がおっしゃるようにこれで持つのかなと思います。

ここで松井委員から提出のありました書類について説明いただけますか。

松井委員

佐野委員がおっしゃるとおりだと思いますし、11月1日付で1900件以上の申請があり、計2155件の承認を行ったと聞いていますし、その後も400件ほどの申請があったとのこと。この400件の方が、しょうがない、今年は辛抱しようと黙っているわけがないと思います。というのは、それなりの道具の投資をしているし、好きな人はやりたいと思います。それをさっきの案のように承認数を半分にするというには絶対に無理だと思います。

谷口会長

逆に言うと、無許可の人が増えるのではないのでしょうか。

松井委員

現に増えています。

谷口会長

そうになったらどうするのでしょうか。性善説に立つわけにはいかないと思います。

松井委員

おっしゃる通りかと思います。多分取り締まる方も大変だと思います。現場の声をもっと聞いていただきたいです。すでに手遅れ気味ではないかとは思っています。琵琶湖で獲れる魚も全体的に減っていますし、資源がなくなってしまうたら、これからの琵琶湖漁業はどうするんだ、という話にもなってくると思います。水産課も色々な事業を立ち上げて、担い手を探してくれていますが、絵に描いた餅になってしまうし、やはりもっと抜本的に考えてほしいです。難しい話だとは思いますが、みんなで知恵を出し合って考えてもらえればと思います。

谷口会長

遊漁船の組合などはあるのでしょうか。

松井委員

聞いた話によると、遊漁の方はお客さんがインスタなどに載せる

ため、無茶はできない。プレジャーボートの方は好き勝手しているからマナーどころではないと現場の声としてよく聞きます。

谷口会長

課長、プレジャーボートの方としゃべることができる機会はあるのでしょうか。

山田課長

遊漁船業者さんは、全員が属しているわけではありませんが、割と大きな団体になっておられまして、そこでお話しする機会は持てますが、ことプレジャーボートにつきましては、不特定多数ということになってしまいますので、その難しさがあります。今、様々なご意見いただきまして、本当におっしゃること、ごもつともであるとお聞きしておりました。今回の資料にありますように11.7tという数値の計算方法につきましては、我々の方で案として定めたものでして、皆様の意見を聞きながら進めたいと思っております。11.7tに抑えるということが大事なんです。1083人というのは例えばということで、ある考え方で計算するとこの人数になるということで、実際には様々な考え方があろうかと思えます。会長もおっしゃっていただいたように、5尾制限をもう少し下げるとか、人数の出し方も色々考えられると思えます。そういったところを色々な案を出しながら検討したいと思っております。この辺の案を4月上旬に再度海区委員会で協議させていただいて、パブリックコメントなどで意見を聞きながら、進めていきたいと考えております。

さらに松井委員からは、要望書を頂いております。例えば④の旗をもっと大きくして分かりやすいようにするといった意見も書いていただいておりますけれども、まさに事務手数料をいただくことで、この辺りを充実できると思っておりますし、また、取り締まりの方もより厳格にやっていく必要がありますし、経費も当てられます。良い形を作っていきたいと思っております。

木村委員

昔とは仕掛けが違っていると思うが、昔の仕掛けを使っているのではないか。

磯田書記

ジギングのことでしょうか。船を用いてビワマスを釣獲することに関して制限をかけているため、ジギングも制限しています。ジギングについても承認が必要となります。

木村委員

見てもわからないですね。

上垣委員 ジギングは停船して行うもので、こんな風に釣りされています（ジェスチャー）。その方たちにも旗を掲げてもらっており、トローリングと同じ扱いをしています。

木村委員 竿数を1本にするなど考えていただきたいです。

上垣主任書記 プレジャーボートの採捕枠を11.7tに抑えるというのは強い考え方であり、持続的に資源管理をしていくという中で、漁業者は資源管理協定の中で、取り組んでいくことを踏まえ、この数字は守っていくべきものであると考えます。承認の方法については何案か提案して協議していきたいと思います。

谷口会長 いきなりこのような考えで意見募集するとなると反発も大きいと思います。今日の提案で異議なしとすると、このまま意見募集して収集がつけられるかどうか甚だ…。資源量の数値自体は、守っていかなければならないと我々も理解していますが、もう少し、いわゆる、行政が強権的に進めるように見られしまうと…。よく考えていただいた資料ではあるが、このまますぐに進めていくのはちょっとと思いますが皆様どうでしょうか。

光永委員 資料を見ていて衝撃だったのが、初めて漁業者の方が割合が減ったということでびっくりしました。

また、過去5年の比率でやってらっしゃるから、こういう数値が出ているのかなと思います。この計算でいくと遊漁でとればとるほど、比率が増えていくので、それは良いのかと思います。

磯田書記 確かに令和4-5シーズンでは採捕量が伸びています。これは承認数が多かったというのもありますし、平均重量が大きかったというのもあります。こういった年毎のブレというのは、結構ありまして、過去5年の採捕量としたのは、資源量は豊富になってきたのが2019年ということで、過去5年としております。その中で年毎のブレをなるべく抑えるため最大と最小を除いて計算をしています。

谷口会長 お諮りしていきたいと思いますが、今説明あった内容と委員の皆様のお意見を踏まえましてお聞きするんですけれども、この事務局案のとおり進めるということによろしいでしょうか。それとも、出た意

見を踏まえて改めて再考いただくということにするのか、どういたしましょうか。

木村委員 資料で平成 26 年は遊漁船 400 隻ほどとなっていますが、この時点の資源量はわかるのでしょうか。増殖事業では毎年 130 万粒の卵を放流しているのであって、それがうまく育っているかは我々にはわかりません。

水産試験場長 資料の 3-2、図 6 をご覧ください。ビワマスの資源量を 2006 年以降、図にしたものです。木村委員がおっしゃった年の資源量は、100t をやや下まわるとい資源量で、それと比べると 2023 年は 161 t ですから資源量は 1.6 倍ほどに増えています。

木村委員 増えたということは天然の産卵が多かったということでしょうか。それとも、増殖事業ではずっと同じ卵をとってふ化させているが、それだけ増えたということは、自然産卵のものが増えたということでしょうか。

酒井場長 木村委員がおっしゃった見方で我々も見ています。増殖事業は毎年一定尾数の放流をすることを目的に事業を行っておりますので、増えてきた部分というのは天然の再生産が順調であるということかと思っております。

木村委員 ビワマスはアユほどふ化したかどうか確かめられないのではないのでしょうか。

酒井場長 資源量の分析の中で年齢別の漁獲尾数なども調べておりますので、つまり、再生産がうまくいけば若齢の若いビワマスが数多く獲れてくるという傾向が出てまいります。それをもって再生産がうまくいっているかどうか目安をつけられるので、そういった情報からも再生産がうまくいっているのかと思っております。

谷口会長 色々ご意見が出ましたので、本件については引き続き協議を進めていくということでよいのでしょうか。

委員全員 異議なし。

谷口会長

それでは、次に報告事項に入ります。アユ資源の状況について、水産試験場から説明をお願いします。

(3) 報告事項

ア) アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員

去年、高時川の関係で濁水の関係で、人工河川への放流を8tほど増やしたと思いますが、それがなかったらもっとひどい状況が続いただろうということが想像できます。これから、5月ごろに漁獲が上がってくるだろうとの予想をされていますが、漁業者からすると疑わしいという感じがしています。全く1月2月はいなかったのですから。試験場は、アユの成長が良かったため岸によっているのではないか、あるいは、河口近くに分布する可能性が高いから、ソナーなどを用いて調査するとのことだが、調査の結果というのはまだ出ないのでしょうか。

酒井場長

普段の調査は19t型の琵琶湖丸を使って調査しているため、浅瀬では調査できません。そのため、浅場を調査するために横方向に音波を出せるソナーというもので調べてはみましたが、群れとしてとらえるのは難しいという結果でした。我々も慣れないながら刺網を浅いところにかけてみまして、調査しております。水深5メートルほどの犬上川の河口域でかけてみると、少ないですがアユ自体はかかってきました。漁業者さんに聞いてみるとエリのすぐ近くで刺網をやられているそうですが、やはり獲れているとのこと、浅いところにへばりつくようにいるのか、それともエリの周りにはいるんだけれども、動きが活発でなくて入らないのか、その辺はまだ我々も見極めがついておりませんので、引き続き調査を続けながら状況を把握していきたいと思えます。本当にいるかどうかというところですが、2月の魚群探知機による調査では、決して多くはないけれども、元々アユは少ないという前提に立ってみると、それなりの群れは映っておりましたし、今シーズンの琵琶湖の環境についても水温は高めで推移しておりまして、一方、餌は多めに推移しており、アユの成長が良いということを見ると資源が減る状況にはない

のではないかとみております。漁獲は少ないですが、資源としては残っていると、過去の資源が少なかった年の状況を踏まえて今後を見込むと5月以降になるとおそらく漁獲されるようになると思っております。

木村委員

人工河川の近くにおりますが、昔より河川の水温が高いです。一番高いときで23℃ありました。10月に入って15日ごろから水温が下がって魚が産卵します。人工河川用の取水をもう30メートルから40メートル奥から引いてもらえらるともっと産卵すると思います。水産課で考えてほしいです。

酒井場長

我々の調査と漁獲状況の乖離について、どうしてなのか詳しく知りたいと考えています。その際に漁業者さんの情報はすごく役に立ちます。湖レコのシステムが利用できるようになって、ある漁業者がどのポイントでアユをどれくらい獲ったというのがリアルタイムで分かります。そういった情報がたくさんの漁業者さんから集まってくるようになると、今の状況ももっと深く理解できるのではないかと考えています。ご協力をよろしくお願いいたします。

谷口委員

引き続きヒアリングなどして精度を高めていってください。
他にないようでしたら、次の報告事項にうつります。令和6年度栽培漁業実施計画について、水産課から説明をお願いします。

(3) 報告事項

イ) 令和6年度栽培漁業実施計画について

水産課 田口主査

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

佐野委員

今、各沿湖の組合が資源管理検討会を開催しているが、そういう漁業者の意見がこの計画に全く反映されていません。検討会は何のためにやっているのでしょうか。例えばニゴロブナについては、琵琶湖の外来魚が多くいて、小さい魚を放流すると食べられるために120ミリの体長のものを放流するようになったという経緯があります。大きく成長させすぎると幼生の習性が抜けきらないという指摘があるにも関わらず、いまだにこういう計画が出てきています。ま

たいつも言っていますが、ワタカについて、水草の食べる量を出してほしいと依頼したところ、1尾当たり 200g だったかと思いますが、これからの季節、刺網をすると、大量にワタカがかかります。ワタカは未利用魚の最たるもので市場価値が全くないということで、漁業者から苦情が出ています。あるいは、ゲンゴロウブナでも令和8年度には8万尾放流することですが、以前のようにたくさんの卵を持ったフナが獲れるようになっているならば効果があると言えるでしょうが、実際には子持ちはおらず中途半端な雄ばかりがあり、この時期なら全体の漁獲の9割はそれが占めます。そのため、ゲンゴロウブナの放流を控えてほしいという生の声が検討会で出ていると思いますが、その辺の意見をしっかりと踏まえて、令和8年の目標の放流量にも反映してもらわないと、何のために検討会を開いているのか分かりません。色んな生態系のことを考えてくれているんでしょうが、もうワタカやゲンゴロウブナを100万尾も放流するのは、いい加減に目を覚ましてほしいところです。

西森主席参事

この栽培基本計画は、令和4年度から令和8年度までの計画ということでございまして、令和4年度が始まる前に設定したものです。途中で見直しはないということで進んでおりまして、目標を変えるということがないという中で、令和8年度の目標は例えばニゴロブナの目標は120万尾ですが、来年度の計画は90万尾にしているということと、ワタカについても令和6年度は放流なしとなっております。今まで頂戴いたしました意見を踏まえまして、次の基本計画を策定してまいります。

谷口会長

基本計画はあくまで計画であって、実施はまた別の話ということですよ。実施に当たって現場の声に留意するというところでお願いします。

佐野委員

今後は温暖化などの影響もあり、環境は変わっていくと思います。アユも人工河川により頼るようになるだろうし、計画に定めたからということではなく、その時の状況を考えて放流など実施していかないと、いくら計画を作ったからと言ってそれはだめだと思います。

西森主席参事

先ほど申しあげたつもりでしたが、令和6年度の計画ではニゴロブナは放流量を減らしておりますし、ワタカやホンモロコは放流し

ておりません、弾力的な運用をしているつもりでございます。

谷口会長

水産は現場主義のため、その時に応じて、現場と話し合いながら計画をこのように変えますという話をしていけば、お互い理解をした上で進め、どうなるかということは今後評価すればいいという話かと思います。柔軟に対応することが重要かと思います。

西森主席参事

承知いたしました。

アユに関しましては、心配な状況であることから前もって多めに放流しておいた方がよいということもありますが、試験場の資料にもありますが、アユが多すぎて成長しなかったということもありましたので、そういうところも不安にも思っております。

谷口会長

ですから、そういう知見があるのだから、それらを踏まえたうえで話し合えばよいと思います。

西森主席参事

アユに関しましては5月時点で判断すれば、追加できるというのは過去の例からもわかっておりますので、その時点で判断したいと思います。

佐野委員

漁業者は今日はどうだったと体験に基づいた話になりますが、試験場は、知見に基づいてデータを集めるため、期待がものすごく大きくなっています。しかし、ことごとく、最近の試験場の結果とは合わないようになってきており、なんでだという批判が多いのが事実です。しかし、漁業者が頼りにするのは試験場であるので、誇りをもって試験研究に取り組んでほしいということです。

谷口会長

他にないようでしたら、本日予定していた議題はこれで終了となりますが、その他で、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

それでは、他にないようでしたら、以上で第600回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。

今日はどうもありがとうございました。